

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画に係る成果目標達成状況

(令和2年4月1日現在)

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

- (1) 平成28年度末の施設入所者のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する人数を、2名とします。
- (2) 平成32年度末の施設入所者総数について、平成28年度末の施設入所者から1名減少することを目指します。

【現状】

平成28年度末施設入所者	17人
令和元年度末時点施設入所者数	14人
平成29年から令和元年地域移行者数	3人

備考：

退所した人は4人です。

内訳は、1人は介護保険サービスの該当となり、特別養護老人ホームに入所。

2人は、自立訓練（機能訓練）を終了し在宅生活に移行。1人はグループホームに入居です。

新規入所は1人で、自立訓練（機能訓練）のため3年間という期間限定の入所中です。

成果目標2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床における長期入院患者の地域生活への移行を可能にするためには、地域精神保健医療福祉の一体的な取組みを図る必要があります。

障害や疾病の有無に関わらずお互いに支え合い、地域で安心して暮らすことのできる体制づくりを進めるとともに、近隣市との連携により、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置し、精神障害者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう支援します。

【現状】

協議の場の設置には至っていませんが、町の規模では長期入院者等については、精神保健福祉手帳や医療証の手続き等で、ほぼ把握が出来ている状況です。個別のケースに応じて、医療関係者、地域包括支援センター、相談支援事業所等を中心に、個々に必要な支援を、ケース会議を通じて協議し提供していきます。

障害のある方が地域で安心して暮らすことのできる体制づくりについては葉山町自立支援協議会においても検討を行い、「地域生活を考える交流会」等で参加者と協議し、そこから出された課題に

ついてさらに話し合いを行っています。

協議の場の設置については、今年度をかけて検討してまいります。

成果目標 3 地域生活支援拠点等の整備

障害者本人の高齢化・重度化や、「親亡き後」を見据えて、葉山町自立支援協議会において障害のある人のニーズを把握するとともに、既存の障害福祉サービス等の整備状況等を勘案して地域の課題を共有し、神奈川県が実施する事業を活用しながら近隣市との連携を図り、地域に必要なサービス提供の体制づくりを強化します。

また、相談支援体制の中核となる基幹相談支援センターについては、町の中に必要な機能であり、地域生活支援拠点等の機能として併せて設置していきます。

【現状】

葉山町自立支援協議会で提示された課題と日頃の障害のある方の生活から出された課題から、町の拠点機能を相談支援の充実、専門の人材の確保と養成、地域の体制づくりとし、その拠点機能を担う基幹相談支援センターを令和2年度に設置しました。今後は、基幹相談支援センター設置初年度にあたるため、必要とされる機能をどのように具体的に展開していくか、検討・実施してまいります。

成果目標 4 福祉施設から一般就労への移行等

- (1) 平成32年度末までに福祉施設利用者から「就労移行支援」事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人数を年間5名以上とします。
- (2) 平成32年度末の就労移行支援事業所の利用者数を6名以上とします。

【現状】

令和元年度現時点	福祉施設利用からの一般就労者	1人
令和元年度末時点	就労移行支援利用者数	4人
平成30年度以降就労定着支援利用者数		3人

福祉施設を退所後、グループホームに入居し障害者就労についた方が1人います。

障害者の就労の状況としては、就労移行支援を受けて就労し、その後、就労定着支援に支援がつながっていく一連の流れが浸透してきています。就労定着支援は平成30年度開始の事業ですので、満3年利用の方は、今後、就労援助センターに引き継がれる予定であり、その際の引継ぎも重要になると予想されます。

就労しても退職される方もいますが、その方については振り返りと目標を立て直し、就労移行支援を受けなおす場合もあります。企業と就労移行支援事業所や就労定着支援事業所、相談支援事業所が、本人に寄り添ってきめ細かく支援を展開し、必要に応じて医療との連携も図っています。

なお、就労移行支援事業所を利用せず、横須賀市にあります就労援助センターをご利用の方も多くいます。ここには、仕事をさがすための相談・面接や求職活動支援、仕事に就いた後の定着支援をしていますが、一方で、就労継続支援 B 型に通所しつつもいつかは障害者就労したいと思う方も相談も受け入れていて、就労を目指す方々を幅広く受け入れていただいています。町としては、様々な関係機関と連携して、就労を支援していきます。

成果目標 5 障害児支援の提供体制の整備等

- (1) 平成32年度末までに、児童発達支援センター1カ所を設置します。
- (2) 平成32年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築します。
- (3) 平成32年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所1カ所を確保します。
- (4) 平成30年度末までに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。

【現状】

- (1) 児童発達支援センターの設置については、既存の社会資源の活用や強化、近隣市との連携により、児童発達支援センターの機能を構築することで、児童のライフステージに応じた切れ目ない支援を行っていただけるよう引き続き検討していきます。
- (2) 現在、町内の保育園、幼稚園を対象に、専門的な助言を行う巡回相談事業を実施しています。児童発達支援センターの機能が構築された際は、保護者の希望により、本人への直接的支援を含めた保育所等訪問支援を行っていただけるよう引き続き検討していきます。
- (3) 町内にある事業所においてすでに重症心身障害児の支援を行っています。
- (4) 町の子ども育成課・学校教育課・福祉課の3課から成り立つ発達支援システム会議の場を平成30年度末より医療的ケア児について協議する場とした。令和元年度からはライフステージに合わせた医療的ケア児の支援についても協議をしています。